

アンリ・ブランスヴィク

『啓蒙主義の経済制度』 (二)

信 岡 資 生 訳

三 伝統的社會

プロイセンの社會は三つの互いに大きく分離した階級から成り立っている。それぞれの風習は大いに異なっていて混ざり合う機會も殆どない。それら階級は並存し、偏見を育み、独自の服装・飲食・言語習慣を持つていて。一七八八年クニッゲ^④はこう記している。「ヨーロッパで我が祖国ドイツほど、あらゆる階級、地方、身分の人間との交際において皆に氣に入られ、これらのどの集團の中においても氣楽に感じ、無理なく偽わらず怪しげに思われずまた独り悩むこともなく、君主にも貴族にも市民にも、商人にも僧侶にも氣配に働きかけることが難しいところは恐らくあるまい。なぜなら、時代を同じくしながら会話や教養や宗教その他の意見のかくも多種多様、各地方の各国民階層が注目を寄せる事柄のかくも大きな相違が到るところで見られる国は恐らく他にないからである。これが因ってきたる所以のものは、ドイツ諸國家相互の利害關係、また外國に対する利害關係の多様であ

り、諸々の外国の民族との關係の相違であり、ドイツ内部における階級相互間の極めて著しい対立である。階級の間には古びた偏見、教育、部分的にはまた国家体制が他の国々におけるよりもはるかに明確な境界線を引いている。⁽⁴⁴⁾ ドイツ以上に貴族の代教の觀念が思考様式と教養に大きな道德的、政治的影響を持つところがあるだろうか？ 我が国ほど一般に商人が他の階級の生活に介入することのないところがあるだろうか？⁽⁴⁵⁾ (帝國直屬都市は除外すべきだろうか？) この国以上に宮廷族が独特の種属を成して、彼らの仲間入りをするのは、大方の領邦君主人と同様或る種の素性と或る種の身分の人々にのみできるところがあるだろうか？⁽²¹⁾

その十五年後にマダム・ド・スタールも次のように記している。「異なる階級相互間の關係はまた、フランスでは洞察力、節度、社交精神のマナーを養うのにたいへん適していた。この国では身分が公然と幅をきかせることはなく、だれもかれも自分が成功するか敗れるか確信が持てない状況に置かれていたから、絶えず一生懸命気を配って生きた。第三階級の権利も、議会のまた貴族の権利も、それどころか国王の権力さえも、何一つ不変で固定したものではなかった。

ドイツでは各人がその職場に就いているようにその身分に就いていて、自分の生まれや肩書に基づいて享けている隣人がない特権を、巧妙な言い回しや余談や仄めかしを使って表す必要がない。⁽⁴⁶⁾ ドイツでは宮廷は一段高い社会であった。フランスでは皆がこの社会に入れたし、宮廷と肩を並べることができた。皆にその可能性がある反面、また皆がこの目標に決して到達できないことも覚悟できた。皆がこうして宮廷社会の行儀作法を身に付けようとしていた。ドイツでは宮廷への出入りを得るには肩書だけで足りた。フランスではひとつへまをするだけで放り出された。ここでは宮廷社会の中にいて才能で目立つよりも順応することのほうが躍起になった。⁽²²⁾」

この考察はプロイセンにも他のドイツ諸国家にも当てはまる。啓蒙主義はこの地に個人の氏索性ではなく才能に基づく新たな社会を築こうと努力するのであるが。「予はここで貴族のために二、三付言することを忘れるものにあらず。」とフリードリヒ二世は一七六八年に書いている。「貴族は軍の將校を占め、またすべての重要官職のメンバーは貴族出身者であるがゆえに、予は常に貴族に高い敬意を払うものである。予が貴族の土地所有のために尽力し、貴族にあらざる者の貴族領地購入を阻んできたのも以下の理由による。即ち貴族にあらざる者が領地を所有することになれば、彼らはすべての官職にも就けることになる。彼らの大部分は考え卑しく、將校に適さず、彼らを仕向けるところ見当たらず。」⁽²³⁾一七九四年に公布された法律は貴族に、貴族領地保有の独占権、最高地方裁判所のみによる裁判、土地への課税とアクチーゼと兵士の宿営割り当ての免除など全ての特権を保証している。工場主や商人になって身分に悖ることも、また身分の低い者と結婚することもできない貴族は、領地を自ら経営するか、国王に仕えるのである。

彼らは相当な所領を所有している。土地のおよそ四分の一を自ら経営し、残りの三分の二は農民の定期小作地である。自己の「世襲封土」では彼らは領主である。彼らはそこで裁判を行い、公課を取り立て、学校と教会に対する保護権を行使する。国家は、軍の兵士補充に支障が生ずる住民数の減少の阻止を別にすれば、彼らの所領には減多に干渉しない。

残念ながら一八世紀の貴族と封建制度についての詳細な調査が不足しているので、この政策の結果を正しく評価することができない。しかし制度の特色を明確にすることでそれが可能になる。ライン沿岸地方及び南ドイツ、西ドイツでは貴族の状況はフランスと同様である。直接経営農場の質の低下、小作料の固定化、一般的な人

口増加が貴族の貧困化を招く。貴族は世紀の初めから田舎の領地を手放し、領邦君主の宮廷あるいはプロイセン国王、ドイツ皇帝、ロシア皇帝に仕えて出世しようとする。しかしエルベ河の東では貴族はその名声を維持し、その伝統的地位を堅持する。

ここでは貴族は大農場主である。クーマルクでは土地の半分が貴族のものであるし、そのうえ貴族は所有地の七分の一に対する公課を現金、現物もしくは賦役の形でもらう。⁽²⁴⁾一七九九年まで貴族は完全に免税の恩恵を受けているが、その後政府は貴族に奢侈品・砂糖・コーヒーの輸入と、所有地から収穫した穀物の輸出に対する少額の税金の支払いの義務を負わせる。農場経営の改善のために創設された抵当証券組合⁽²⁵⁾で、貴族は四パーセントという極めて低い利子プラス諸経費の四分の一パーセントで金を借りることができる。貴族は農村では領主である。というのもプロイセン国家はラントラート(郡長)が末端であるからである。国王の支配は実際のところはクライス——州の下位区分——まで組織され中央集権化されているに過ぎない。州の軍事・王領地財務庁とレギールング(Cour de Justice)の下には、農村では国家の代表機関としては郡長がいるだけである。この郡長は常に貴族出身者である。郡長は、クライス身分——殆ど貴族から構成されている——が推薦する三名の候補者の中から国王に任命される。郡長はその身分に完全に隷属している。彼の任務は抵当記帳の監視と、堤防監督官、社会福祉部長、火災組合幹部——これらも全部貴族——といった無数の地元の頭職者の監督である。

肩書がもはや実的な役目に殆ど対応しなくなった貴族の無能に対する啓蒙主義の批判は、都市に比べて農村ではそれほど激しくない。また貴族の諸特権もここでははるかに割りがよい。民事・刑事の下級裁判権、教区の保護権及び学校の監督は貴族の収入と勢力を増大させていく。莫大な金額をもたらす教会の役禄とコメンデ(空

位聖職^④）はいわば貴族のために残されている。クーアマルクでは司教座教会の教会録は、半額は国王から、他の半額は参事会から与えられるのであるが、毎年二千ターラー、つまり高官あるいは大臣の俸給に匹敵する収入をもたらす。司教座教会参事会の最下級職でも更にそれに加えて七百ターラーの収入になる。

これらは馬鹿にならない収入で、名家のかんりの数の未裔を養うに足りる。それゆえ当時フランスで専ら取り沙汰されたような貴族の危機は考えられない。あらゆる社会的身分の中で貴族は最大の安定と伝統墨守を見せている。貴族はしかし道徳的また社会的原因からくるある種の危機を感じている。啓蒙の合理主義と普遍主義の趨勢の中で騎士は次第に所領を奪われて都市への移住を促され、そこで大部分の特権を失っていく。都市では出費が嵩み権能は弱まり、こうして貴族は特権の喪失を惜しみ、名譽を楯にとって官職を——優先権として——要求するが、教養知識が欠けているためこれを全く遂行できない。これに加えて、疫病や戦争による死亡がなくなり、人口の増加のため田舎暮らしは大家族にとってますます苦しくなる。長子相続権は農村では存在しないが、古くからの家族の連帯^⑤は維持され続けた。先祖を同じくする一族は皆一つの領地で生活する。これは彼らの生活を充分賄うほど大きい。彼らは領地を用益権者として経営し、遠国で、軍隊で、官庁で、外国で成功することができず、家族の懐に戻って来た一族の者を収容する。この封土連盟という共同体の中では全ての構成員は厳しい規則に従う。男系親族全員の同意がなければ抵当権を設定することも領地を売却することもできないし、借入は封主の監督の下に騎士登録簿という特別の記録簿に記入されなければならない。

負債はしかしながら人口増加のため深刻なものになっていく。農場で生活せず、あまりにも小さくなった領地

で暮らしが立たなくなった者や、結婚する娘が遺産を現金で要求するようになる。こうして、殊に当時の封主がその管理権をも放棄するので、土地所有者はみるみる負債を背負い込む。一七七七年^⑤以後国王は、家臣を少額の公課「采邑騎馬金」^{⑥⑦}の徴収によって忠誠義務の大半を免除することを提案する。他の封建領主もこの例に倣い、封土連盟は解体する。騎士領は非封土(私有地)に変わり、ますます急速に負債を抱えこんでいく。しかし継承の伝統は存続する。家臣に長子相続制を導入させ、領地を一人の男子のみが相続して残りの子供は少額の一時金を受け取れることを認めさせようとしたフリードリヒ二世の努力も、深く根づいた平等の原則に逢って失敗する。領地はますます細かく分割され、負債はいよいよ増えていく。一方債権者たちは不安になる。あらゆる予防措置が構じられ、非封土化が国王の認可を必要としなくなり、男系親族の合意が書類で済まされるようになったとはいつても、だれか一人が意地悪く、あるいは自分が忘れられていたからという理由で、異議を申し立て保証契約を撤回することが起こりかねない。そこで一七二三年の勅令は、負債が領地の改善に繋がるのであれば男系親族の同意は不要と定める。しかしそれでも未だ苦情が出る。

一七九九年同時代の人フィンケンシュタイン^⑧は、騎士領はその価値の半分が抵当に入ったと見積もっている。債権者らはクレディットの解消を希望するし、また地価の上昇と都市生活の魅力は土地所有主にとってたまらぬ誘惑となる。しかし騎士領の市民への売却を禁ずる文言は実に厳しい。ところが良い値を付けるのは他ならぬ市民なのである。一七五〇年の勅令は国王の認可を必要と定めている。一七六二年の勅令は騎士領の所有主となった市民に、他の市民への再譲渡を禁じている。一七七五年の布告は市民に、貴族の相続人がなお存命の場合、非貴族の所有する騎士領の遺産を相続することを禁じ、おまけに市民から騎士領と結び付いている狩猟権、

頭職、クライス身分のポストまで取り上げている！^⑥ しかしフリードリヒ・ヴィルヘルム二世とフリードリヒ・ヴィルヘルム三世は売却をあっさり認める。彼らが認めなければ法の裏を掻くまでのこと。長期「賃貸し」にして賃貸料一時払いと決めればよい。あるいは表向きの名義人を貴族にして売ればよい。こうしたわけで一八〇〇年のクーアマルクでは騎士領の十三パーセントが市民の手に渡っているのも頷ける。^⑦

領地に居住しない貴族は官職に就こうと望む。一八〇〇年頃クーアマルクで軍隊または官吏の道を歩まなかった地主は二十七パーセントに過ぎない。しかしますます貴族は一時的にだけでなくできるだけ長く官職に居座り続けたいと願うようになる。貴族は称号に物を言わせる。もはや称号を放棄せず、失ったとしてもそれは例外であって、先祖が商売を営むために放棄したのであれば復活させる。貴族は一般にいくばくかの蓄えを隠し持っているから、激務ではなく、また利得の少ないごくささやかな官職にも甘んじることが多い。「住所録」には下級行政官貴族の氏名が目白押しに並ぶ。働いて生活したいという要求を掲げれば、ポーランド貴族、あるいはフランス人亡命者、あるいは彼らより教養のある市民と衝突する。そこで貴族の教養を考えてみる。^⑧

名門家庭ではよく子弟に優れた家庭教師が付いて、彼らの知性を啓発し、ドイツ国内外へ長期旅行のお供をする。例えばシュライエルマッヒャー^⑨はドーナ伯爵家の家庭教師を勤める。シェーン伯爵^⑩は、イエーナで若いロマン主義者らに大きな影響を与えた有名な教育学者ベルガー^⑪を教師にする。シェーンの父はカント^⑫に息子の勉学の相談をする。息子はケーニヒスベルクで偉大な哲学者で経済学者のクラウスの講義を聴く。十六歳の学生だった彼は後年牧師になったヴェイシュユアフィヒテ^⑬のような著名人と親しく交わる。一七六六年二十三歳の彼に行政官の道を開くことになる試験^⑭を済ませると、彼はプロイセン諸州を旅行し、イギリスに長く滞在する。こうして三

『啓蒙主義の經濟制度』(一)

年半を過ぎた後、彼はピヤイストックの軍事ハ御料地財務庁での役職に備える知識や、また一八〇七年以後シュタインハルデンベルクの改革を支えるための素地をたっぷり身に付けるのである。⁽²⁸⁾

しかしこうした成功例は稀であり、富裕な財産や縁故があつてはじめてできることである。マールヴィッツ、シェーン、あるいはフンボルトのような人物と並んで、無数の貴族が人生を軍隊、宮廷、あるいは行政学院の中で、業績も思想も何の痕跡も残さぬまま無為に過ごしている。彼らのことも、また田舎で暮らす彼らの兄弟のことも殆ど何もわからない。宮廷に残る人達は君侯の知遇を受け、年金や閑職や大使を当てにできる。しかしベルリンの宮廷での人生はともヴァイマルやドレスデンほど輝かしく華やかで策謀に満ちたものではない。しばしば退屈きわまりなく、大都會の雰囲気は、行儀作法や人前での威厳の取り繕いとうんざりする貴人を、啓蒙された市民との隔ての垣根を越えて娯楽に耽りたい気分にならせる。軍務に就く貴族は最高の勲章を得る確実性がある、というのも貴族でない者は言わばこの榮譽から閉め出されているからである。官庁あるいは参事会入りを決心すれば——採用試験の難関突破を前提として——同様に最高の役職に到達するであろう。そうした役職の数はたいがい有能な貴族の候補者を上回るだけある。貴族の経歴はそこで終わる。退職して工場主や大商人になる権利は貴族にはないのだから。⁽²⁹⁾

貴族は自己の優越をよく意識し、常に特別待遇を念頭に置いている。指導者の地位を占め、肩書を大事にし——チェスターフィールド卿⁽³⁰⁾が引用する一通の手紙の例がある。その手紙は宛名に、ドイツ人の文通相手が持つ二十の肩書の一つを書き忘れたために未開封のまま送り返されてきたという！——市民と食卓を共にしたり同じサロンに出入りするのには沽券にかかわることと思う。⁽³¹⁾

貴族は王国内では依然として第一身分である。ここではフランスのように教会と競わない。旧態依然としている、というのもプロイセンでは行為が人の身分を高めるのではないからである。フリードリヒ二世はこの恩恵を減多に与えない。もっとも彼の後継者は爵位記を四百ターラープラス経費五十三ターラーで売り、叔父の五倍も与えるのだが、この肩書は社会では殆ど評価されない。大地主でもあった旧貴族はごく簡単に伯爵とか男爵とか望みの肩書を得る⁽³⁰⁾。身分差はプロイセンでは他の西欧諸国に比べてはるかに厳しく存続している。

市民階級はしかし、プロイセンにはポーランド征服後約一千万の居住民のいる九千の貴族領が未だ残っていることを知っている。都市の中の暮らしは閉鎖的である。そこではいくつかの社会が互いに混じり合うことなく出合い、貴族と市民が離れているのと殆ど同じくらいお互い離れた生活を営んでいる。家庭の中で細々とその日暮らしを続ける労働者、ツンフトの堅苦しい規約に縛られる職人、苦勞して儲けを弾き出しながら王国のアクチーゼと都市の関税の重庄に喘いで常に破滅寸前の状態にある小売商人、余りにも多過ぎる同僚間の競争に苦しむ知識人、自己の紋章を誇る豪商やマグストラート（高級官僚）、序列制の、いずれにしても給与のよい官僚——彼らは皆、アクチーゼに身分を囲み入れられた窮屈な場所で動き回っている。

皆の中で一番不幸な者は穀物を生産し軍隊に最良の新兵を送り込む農民である。農民の社会的境遇は地域により様々である。それゆえ一七九四年の農業法は、領主と農民の関係を規制するため州別の特別法を起草することを目論んでいる。東プロイセンに適用される一般ラント法典⁽³¹⁾は一八〇二年に公布される。他の法典の採択にとってはいエーナの敗北前で時間がない。しかし軍事に御料地財務庁は実に詳細な情報を提供している。地域差が多様なため東部地方と、エルベ河西西部及びシュレージエン諸州という二つの複合体に分けて考慮しなくてはならな

い。シュレージエンでは領主は、西欧全域と同様、小資本の金利生活者である。彼らは自分で農場を經營せず、裁判権も警察権も行使しない。彼らの農民は一般に自由である。彼らは耕地の下位所有者あるいは領主の小作人として賦役に従事し、年貢を納め、自身は完全に自由である。少数の「土地保有農(アイゲンベヘーリゲン)」は農場を手に入れ、これを半分妻や子供に遺贈することができる。領主は残りの半分で満足する。子供には、領地を離れて定住しようとする場合にも買戻し権がある。エルベ河流域では農民はやや苦しい生活環境の中に置かれている。マクデブルクやハルバーシュタット地方では農民が死亡すると領主が雌牛あるいは馬を取る権利がある。アルトマルクでは農民は結婚しようとする場合領主の許可が要る。

東部の農場領主は自己の農場では絶対君主である。彼は裁判と警察を掌握している。自由な農民はごく少数である。領主の被護農民(インリーガー)もしくはシュッツウンタータン)として彼らは賦役の義務があるが逃亡することもできる。隸農はこれに対し耕地に緊縛されている。土地保有農は地主に永代小作料(エーアプパハト)を払うが、相続人を自分で指定できる。非保有農はこれに対し小作料に加えて永代年貢(エーアプツィンス)を払い、亡くなるとその子供たちの間での相続人の選定は農場領主が行う。ユンカーは彼らの生計を保証する義務はあるが、いつでも彼らを移し変えできるし、働きぶりが気に入らなければ追放もできる。日雇い農(インストロイテ)は、自由農と隸農との間に位置する中間階層であるが、とりわけ貧しい。彼らに仕事と金と与えるのは貴族である。彼らは陋屋と数モルゲンの土地を与えられるが、いつ没収されるか分からない。彼らは自由意志で奉公を辞めることもできる。世紀末には東プロイセンの住民の相当部分を彼らが占める。彼らの増加は農村における最も重要な社会現象であることは確かである。ボンメルンの農村の調査では一七九五年の住民数は三十五万六千七

百六十五人、一七九七年では三十六万一千六百十六人、それぞれの年のインストロイテの数は一万七千九十一人と一万八千三百九十二人で、これに対し農民は一万六千二百五十七人と一万六千三百三人、また羊飼または牧童は四千六百九十一人と四千七百四十七人である。このようにインストロイテはますます重要性を増し、彼らの数はこの二年間に七パーセント以上増加しているが、一方自由農の数は殆ど上昇していない。ポンメルンは従って純粹な農業地帯ではない。ここでは職人と並んで農村に十五万人以上のガラス工業と冶金業の労働者がいる。⁽³²⁾

労働力が払底しているわけでもないのに、このようないつでも自由に働かせることのできる集団が、厳しい立法で耕地に緊縛されている定住永代隸民⁽³¹⁾と並び暮らしているのを見るのはすこぶる奇妙である。農場の集約的經營を封土民の労働力だけに頼ろうとする農場領主はこうした矛盾にこだわらない。一八世紀初頭以来彼らは賦役を増やし、権利を存分に利用しようと努める。⁽³³⁾ 永代隸民は許可なく土地を立ち去ってはならず、農場領主は彼らを合法的に追跡でき、彼らを匿う隣人はその罪を問われる。彼らは許可なく結婚できない。彼らの子供は領主の同意ある場合のみ職業を習得または勉強できる。二十四歳の年齢に達した男子は、農場領主が農場に割り当てる宿舎に入らなければならない。土地不足のためどこか他の地に定住しようとする領主の許可が必要であり、その場合も領主は彼らを手元に置きたいと思えば意のままである。両親の許にとどまることを許される男児・女兒は例外として、子供は家事奉公に従事しなければならぬ。この奉公は東プロイセンでは五年間続き、慣行の賃金率に従って給金が払われる。ニーダー・シュレージエンではその期間は無限であり、最初の三年間召使は殆ど無給である。男子は自己の住居を持ってば、また女子は結婚すれば、家事奉公は終わる。

奉公は実に種々様々である。フリードリヒ二世は賦役の期間を固定しようとするがうまくいかない。⁽³⁴⁾ 賦役は東

部とシュレージエンでは週に六日、西部では二乃至四日である。⁽³⁴⁾ ということは農民が間断なく領主のために働くわけではないのだが、しかしいつでも召しに応じなければならぬ。農民は農地を耕作し、森林を管理し、必要な建物を建てる。領主に対し畜耕役を果たし、收穫物を運び、領主の急使を勤める。

新しく領土となったポーランド諸州では永代隸民⁽³⁵⁾は文字通りの奴隸である。彼らの賦役には定めがない。農民はまた契約に縛られているのでもない。領主は土地を付けずに彼らを売却できる。

シュレージエンでは農民の境遇はいくらかましである。国王にとってはこの新たに獲得した地方で人気を得ることがとても重要なのである。ここでは貴族身分(シュテンデ)⁽³⁶⁾が決して結束しないから、国王は大方の反対を恐れる必要がなく好きなように振る舞える。この農民はとりわけまた他の何処よりも聡明で、自己の権利をよく弁えているようである。

国王はそれゆえ一七八四年に双方の権利と義務を固定することを定める。各騎士領ごとに最終的な協定が、即ち審理に終止符を打ち双方の秩序の存続を認める土地台帳が作成されることになる。しかし一七九九年と一八〇五年の間に六千六百の騎士領の内、規約ができたのは僅か三百四十二である。これは一つには、ブレスラウとグロীগアウの本委員会から委任を受けている地区の下部委員会が、反対派の貴族の影響下にあるという事情による。今一つは、フリードリヒ二世の死後、ベルリン中央政府はこの企画の仕上げをしようとするフォン・ホイム長官⁽³⁷⁾の努力をもちや支援しないためである。一七七九年以後フォン・ゴルトベック首相は、規約は農民からの訴えがある場合にのみ作成されることを認めてしまふ。

委員会が集めた諸記録には当時の農業についての数多くの情報が記されている。一七世紀以来固定されている

年貢が物価の上昇のため著しく価値が下がって不利益を被ることになった農場領主は、農民に賦役と畜耕役を課し、その行動の自由を制限しようと努める。土地台帳は農民に三〜四日の週役を義務づける。同様に僕婢奉公も農民は勤めなければならない。

耕作は古来の伝統に則って集約的に行われる。農民には休耕地が義務づけられ、週一回領主所有の牧草地使用並びに森の枯れ木採取の権利がある。

村の創設は村長（シュトルツ）の管理の下に行われる。村長はたいいてい農場領主が任命する。村長職は世襲のことが多く、常に有給である。どの村にもすべて教会、学校、牧舎、救貧院がある。一般に村長の他に陪審員二人、代書人、学校長、守衛、使者が各一人いる。伝来の集団的庄政がつまり到るところで保たれている。西欧のような農業革命の起こりそうな気配はここには全く見られない。⁽³⁵⁾

農場領主に対する貢納の他にも農民は教会と国王に十分の一税を納める義務がある。この地租は最も重要な直接税であって、政府に年二百万ターラー以上をもたらず。⁽³⁶⁾その上農民は兵役にも就かねばならない（兵役の間は隷農身分は中断される）。こうして貢納は農民の収入の半分以上に達することもしばしばである。

国王が農民の状態に関心を持つのは、ただ彼らが貢納を果たし、新兵を供給するからである。国王は軍隊の最良の源泉が枯渇することだけは避けたい。しかし国王は将校と官吏の供給源である貴族の御機嫌も取り結ばなければならぬ。フリードリヒ二世は農業労働者と農場領主の間の伝統的関係をうまく作り出す。国王は封土の大きさを保つために、農場領主に新しい農民をある農場に移住させることを許さない。彼は領主が封土を自分の相続財産に加えることを禁じ、各郡に割り当てられた連隊が必要とする兵隊の数が減ることのないよう「農民の租

税を買う」ことを禁じる。^⑩ 賦役の期間を制限しようとする彼の努力は王領地においてのみ成功した。^⑪

フリードリヒ二世の後継者たちは彼の立法を変更しない。農場領主たちの横暴はとりわけポーランドの諸州で頻発する反乱をもたらす。南プロイセンで施行された一七九四年三月二十八日の勅令は、一七九七年四月三十日に改められて東プロイセンにも適用され、農民に貴族の逸脱行為に対して国王の裁判に訴えることができることを知らしめはするが、勅令の単なる形式、暴行の一覽表——貢納の恣意的な引き上げ、臣下に負う役務の第三者への貸貸し、体罰——はこれらの行為が依然として普通に行われていたことの証拠である。^⑫

農民解放は偉大な理念である。しかし農民に自由な行動を許すならば、同時に軍隊の新兵供給を損ない、主人から奉公人を取り上げ、安価な奉仕労務を廃止することになる。極めて緩慢に、一七九九年から一八〇五年の間にフリードリヒ三世は内閣顧問官バイメ^⑬の提案に応じ、心を決めて王領地の臣民を解放する。この処置で約五万人の小地主が誕生する。国王はしかしながら家臣にもこの改革を敢えて強いる気にならないし、また彼らに地租を課すこともしない。彼らが受け入れた唯一のことは彼らの関税特権の廃止^⑭である。これら伝統主義者たちは怠惰に溺れて、自己の頭の硬直のもたらす結果を全く自覚していないようである。フリードリヒ二世の政令は希薄な人口を前提としたものであって、農村離脱を阻むものであった。しかし今や農村に人口が溢れる。出生率の上昇は結果として労働力の提供過剰をもたらす。彼らを就役させることのできない農場領主は、定住農民の子供に何処か他の地に移住することを許すようになる。日雇い労務者の数が増大し、彼らが必要とする者たちを喜ばす。彼らは頻繁に居住地を変え、冬季に生計維持を保証する手職を習得し、放浪する。休耕地を廃止する農業革命^⑮ならあるいは彼らの暮らしを保証することが出来たかも知れない。しかしプロイセンでは一九世紀の開始以前

にそのようなことを考える者はだれ一人いない。

政府はこの問題に殆ど介入しない。フリードリヒ二世は、確かに沼沢地の干拓や森林の開墾は支援するが、「休耕地という汚点」の除去には充分積極的に取り組まない。一七七〇年彼は農民に飼料用植物の栽培を義務づけるが、しかし彼は何よりも先ず畜産物は輸入せずという重商主義的目標の認識を全く欠いている。飼料の栽培は直ちに休耕地の廃止には繋がらないし、またこれについての積極的なキャンペーンが行われたわけでもないようである。後日になって新たな方法を広めるテアは、一八〇九年『合理的農業の原則』の公刊後ようやく実際に影響力を持つにいたる。ジャガイモが家庭菜園から畑に移るには、先ず一七七〇年の飢饉が必要である^{⑩⑪}。甜菜は一七九九年には未だ珍しい^⑫。アシャルルが甜菜から砂糖を取る実験を試みた後、フリードリヒ三世はクラッププロト教授にも実験をしてみるよう依頼する。彼が成功すると、人々は重商主義的また人道的見地から大きな期待を抱く。将来はもう蔗糖を輸入しなくてもよくなるし、またアメリカの奴隷は解放されるだろうと。とは言うものの住民はこの新たな産物に疑いの目を向ける。吸湿性があるし、空気に溶けるといふわけだ。それに何と云っても未だ珍しいし高価である。ベルリンで野次馬が面白半分には砂糖を街頭で買ったりする。甜菜の選別が進み、製造工程が改良され、大陸封鎖^⑬の危機が去った後ようやく成功が実際に保証される^⑭。

農民も耕地整理の話は受け付けようとしな。ましてや農場領主は殆ど耳を貸そうとしな。穀物の売れ行きは好調なのにどうしてそんなに改革を？

農業革命について言えば、プロイセンがドイツで運動の先端に立っていないことは確かである。他所では多数の領邦君主が農民の飼料植物やジャガイモの植えつけに対して賞金を与えている。ホルシュタインでは、分散し

た農場の耕地整理に一層積極的に着手している。⁽⁴²⁾

このように重商主義国家プロイセンが建設したマンシヨンの各階には様々な社会層の人々が分かれて住んでいる。ほぼ五十年の間人々はその中でどうかこうにか暮らしている。生き抜かなければ建物が崩壊するのだ。しかし人々は、その建物がわざわざ彼らのために建てられたのだという誤った思い込みをしている。原理は、国民あつての国家であつて、国家あつての国民ではない。またある身分が他の犠牲にされていると言えは嘘になる。しかし身分は国家に奉仕する限りにおいてのみ保護されるのである。何処でもそうであるように、プロイセンでも特権階層である貴族は、ここでは英国のように、土地を柵囲いして人口減少を引き起こす自由は持たない。そして農民は国家予算と軍隊が彼らが必要とする限りにおいてのみ保護されるのであるが、その一方で、王領地で実現された改革は、どこかで農奴解放の努力がなされていることの証拠でもある。しかし農民解放は資本主義国家の諸制度には直接には何の利益にもならないから、国家は貴族にそうすることを強制しない。強制すると国家は貴族を傷つけることになろうからなおさらである。あらゆる階級に共通して言える唯一のことは、国家がすべての戸口の前に立って各個人の利益を奪い取るから、誰も急に金持ちになれないという事実である。

このような税制が国の調和的發展を害することにならないだろうかという考えにフリードリヒ大王はちょっと囚われたことがあつたらしい。「ここにおいてもまた」と彼は一七六八年に言っている。「重要な問題が生ずる。税に関して国家の安寧を個人のそれに優先させるべきか、はたまたいずれの側に組みすべきか？」しかし彼はすぐに良心の疚しさを税の天引きが少額であるという偽善的主張で宥めてしまう。「予は答える。国家は個人より成り立ち、支配者にとりてもその臣民にとりても二言なし。羊飼は羊毛を刈るも羊を傷つけることなし。各人国

家の歳出の負担に寄与するは正なり。されどその年収の半額を統治者と分かち合うは断じて正にあらず。農民、市民、貴族は良く統治された国家にあっては年収の大半を享受し、そのごく一部を国家に差し出せば済む。⁽⁴³⁾」
国家はかくして榮え、自分の打ち立てた政権について苦情を言う輩はいない。これも均衡が保たれ続けることが前提となる。製品の総量と消費者の数の間の配分は、このマンシヨンが耐久性を維持できるように練り上げられた間違いのないものでなくてはならぬ。

原注

- (12) Knigge, A. v. : Über den Umgang mit Menschen. Hannover 1788. Ausgabe von 1878. S. 26f.
- (23) Mme. de Staël : De l'Allemagne. 1 Teil, Kap. XI. Paris 1810.
- (23) Testament Politique, Friedrich II. : Politische Correspondenz. Ergänzungsband. 129-136.
- (24) Martiny, F. : Die Adelsfrage in Preußen vor 1806 als politisches und soziales Problem. Erläutert am Beispiel des Kurmärkischen Adels. Stuttgart - Berlin 1938. 9.
- (25) Id., 47ff., 57ff.
- (26) Id., 14ff.
- (27) Id., 34ff.
- (28) Schön, Th. v. : Aus den Papieren des Ministers und Burggrafen von Marienburg Th. v. Schön. 6 Bd. Halle - Berlin 1875-1883. I. 3-28.
- (29) Cavaignac, O. : La formation de la Prusse contemporaine. 2 Bd. Paris 1891. I. 7-36, 75-98.

Ernennung der Referendare und Auskultatoren
 am Berliner Kammergericht

(nach dem Katalog Rep. IX J 7 und J 7

angeordnet nach Jahrgängen und Alphabet)

(Die Zahlen in Klammern bedeuten den Anteil des Adels)

Jahre	Referendare	Auskultatoren	Jahre	Referendare	Auskultatoren
1785	5 (1)	7	1793	9	
1786	10	(1784-1787)	1794	6 (1)	
1787	4		1795	10	1
1788	7 (1)		1796	21 (2)	
1789	16 (5)		1797	16 (1)	
1790	9 (3)	10 (2)	1798	13	
1791	4 (3)	(1788-1793)	1799	26 (4)	3 (1)
1792	8 (2)		1800	25 (2)	
Insgesamt		{ Referendare 189 (25) Auskultatoren 21 (3)			

Zahl der Referendare und Auskultatoren am Berliner Kammergericht

(nach den Adress. Kalendern)

(die Zahlen in Klammern bedeuten den Anteil des Adels)

	1786	1800	1806
Referendare	43 (5)	45 (7)	65 (7)
Auskultatoren	11 (2)	12	7

(*) この原注の番号の位置は、内容からみてそぐわない。元のフランス語版 (Presses Universitaires de France, Paris) でもこの位置にある。しかし11ページの半ば辺りに置かれるべきであるように思われる(訳者)。

- (32) Runler, M.: Die Bestrebungen zur Befreiung der Privatbauern in Preußen (1797-1806). Forschung zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte. 33 (1921), 34 (1922). - Kapp, G. F.: Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Teilen Preußens. Leipzig 1887. - Hintze, O.: Zur Agrarpolitik Friedrichs des Großen. Forschung zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte. 10 (1898).
- (33) Klotz, 53. - Ziekursch, 84-89.
- (34) Hintze, *op. cit.*
- (35) Klotz, *op. cit.*
- (36) Philippson, I, 449-452.
- (37) Koser, II, 106. - Friedrich II.: Politische Correspondenz. Buch III, 181.
- (38) Philippson, II, 166, n. I, 192-195. - Koser, II, 90-96.
- (39) Musebeck, N.: Zur Geschichte der Reformbestrebungen vor dem Zusammenbruch des alten Preußens. Forschung zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte. 30 (1918).
- (40) Behle, 22, 238, 285.
- (41) Jahrbücher der preussischen Monarchie unter Friedrich Wilhelm III, von Unger. 1799, I, 317-393; 1800, 32-46. - Berlinisches Archiv der Zeit. 1800, II, 54-60.
- (42) Schlözer, A. L.: Briefwechsel, meist historischen und politischen Inhalts. Göttingen 1776-1783. I, 36-43 (Nassau), 241-255 (Holstein). - Das Politische Journal von Schirach. 1790, I, 477-488.
- (43) Testament politique, *Pol. Corr.*, Ergänzungsband, 129.

『啓蒙主義の経済制度』(一)

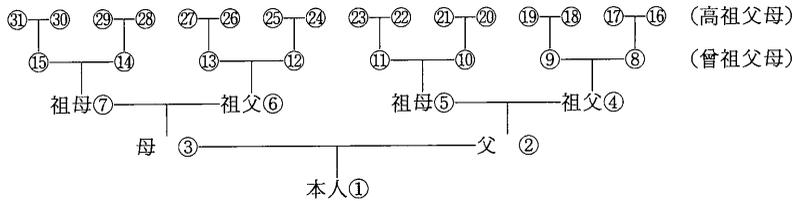
訳者注

④⑤ Knigge, Adolph Freiherr von. 一七五二〜一七九六。ドイツの啓蒙主義者。作家、評論家。Illuminatenorden(光明会

——一七七六年設立の理性主義秘密結社)の幹部の一人。啓蒙主義の精神に則って書かれた実際のていささかペダンティックな「人間交際論」(Über den Umgang mit Menschen)(一七八八)の著者として有名。

④④ 「実際社会の各階層間にある横の裂け目とでも言うべき『諸身分』間の差は、諸国家間の縦の差よりもはるかに大きく開いていた」と書くブリュネフォードは、ドイツにおける「共通の文化」の欠如についてのゲーテの次の言葉を引用する。「わが祖国には共通の文化が浸透できずにいるから、いずれの土地も自分自身の流儀に固執し、その独自の性質を極度にまで押し進めてしまふ」(『詩と真実』第二卷第六章 Goethes Werke. Hamburger Ausgabe in 14 Bänden. Bd. 9, S. 252)。「われわれはみな各個ばらばらだ。一致することなど思いもよらない。各人が自分の地方、自分の都市、それどころか自分ひとりの意見にこだわっているのだから、われわれが共通の教養のようなものを持つに至るまでには、まだまだ長く待たねばなるまい」(エッカーマン『ゲーテとの対話』一八二八年十月三日 Johann Peter Eckermann: Gespräche mit Goethe. In den letzten Jahren seines Lebens. hrsg. von Prof. Dr. H. H.ouben. F. A. Brockhaus, Wiesbaden 1975. S. 217)。(ゲーテ、エッカーマンの引用原典及び訳文は訳者による)

④⑤ フランス語原文: 'l'idée des quartiers de noblesse.これがドイツ語では die Idee von sechzehn Ahnen des Adelsと訳されている。当時ドイツの貴族社会には、通念として貴族の自己を含む四〜五世代(十五人〜三十一人)に遡る先祖系譜——左上図参照——の証明(Ahnenprobe または Adelsprobe)があった。この証明は教会財団などをはじめとする貴族諸団体への加入や、その催しへの参加に際し必要とされた。証明は文書、または貴族身分の者の証言によって行われる慣いであった。一八世紀のドイツでは、中世の自由騎士以来の家柄を誇る「上級貴族」に対し、皇帝や国王が平民に叙爵し取り立てた「下級貴族」の区分が生じ、前者は後者と同列に置かれることに抵抗を覚えて、貴族が



行う仮装舞踏会への参加承認を求める者にもこの証明の提示を要求した例があったほどである。

④⑥ フランス語原文：On les commerçants interviennent-ils moins profondément que chez nous dans la vie des autres classes? ドイツ語訳：Wo greift weniger allgemein, als bei uns, die Kaufmannschaft in die übrigen Classen ein? 下線部を比較注意。

④⑦ Anne Louise Germaine, 通称 Madame de Staël 一七六六〜一八一七。フランスの女流文筆家。ルイ一六世の大蔵大臣ネッカーの娘で、駐仏スエーデン大使スタール＝ホルシュタイン男爵と結婚して二年後別居。熱烈な自由主義者で、ナポレオンが皇帝に就任するとヨーロッパ各地で亡命生活を送り、一八一四年帰国した。ドイツ滞在中にヴァイルヘルム・シュレーゲルらドイツの作家たちと親交を持った。才気煥発な行動的女性で、ドイツ観念論哲学やロマン主義文学をフランスに紹介した。主著に『ドイツ論』(De l'Allemagne) (一八一三)がある。

④⑧ フランス語原文：parenthèses. ドイツ語訳：Abschweifungen.

④⑨ Plandireinstitut 多くの文献では Landschaft と記されている。しかし「ラントシヤン」は坂口氏によれば、一六世紀にクーママルクに成立した身分制的金庫 das Kurmärkische Kreditwerk が諸身分の代表という意味で die Kurmärkische Landschaft (クーママルクのラント身分代表機関) と呼ばれることがあり、混同されかねないという。

抵当証券組合は、七年戦争(一七五六〜六三)による農場の荒廃や穀物価格の暴落に

『啓蒙主義の経済制度』(1)

よって、債務返却と直営農場の復興のために経済的苦境に陥っていた貴族の救済と「信用危機」の克服を目的として、国王フリードリヒ二世の肝煎りで創設された。一七七〇年十二月に業務を開始した Schlesische Landschaft (Breslau) の成功を端緒として一七七〇年 Kur- und Neumärkisches Kreditinstitut (Berlin) 一七八一年 Pommersche Landschaft (Stettin) 一七八七年 Westpreussische Landschaft (Marienwerder) 一七八八年 Ostpreussische Landschaft (Königsberg) が次々と設立された。大王は設立時に二十万ターラーの基金を下賜した。この組合は貴族全員を加入させ、自主運営される。加入者に対しては、抵当に入れる土地の査定額の半分の抵当証券(現金でなく)を発行する。債権者は、債務者である貴族ではなく、組合を相手にするわけで、組合は、一方で債務者である貴族から利子を徴収し、他方で債権者に利子を払う。もし債務者が利子が払えなくなったら組合が土地処分の優先権を持ち、債権者にその額を保証する仕組みである。

⑤④ ドイツ語版では、%が脱落している。

⑤① Regierung. 一八世紀のプロイセンを構成する諸地域は、歴史的にも地理的にも様々な沿革をもっていて(成城大学「経済研究」前号訳者注⑧参照)、本来独立した領邦であった。それらのかつての中央政庁の後身がレギールングで、ホーエンツォレルン家の支配下に入った今は地方政庁となった。レギールングは中央集権的な権力国家確立の動きに抵抗するが、徴税権や軍事・警察行政の権限を次第に取り上げられ、司法権のみ残されたと言われる。しかし地域主義的性格を残し持っていて、地域の独自性や伝統的な制度、慣習を守り、とりわけ諸身分の利害や特権の維持に配慮した。

⑤② フランス語原文: Les Etats provinciaux (地方三部会)。ドイツ語訳では Provinzialstände。ここではラントラートの選出の実態に即して「クライス身分」と訳した。訳者注⑨も参照。

⑤③ 各州には火災に際し、農民に財政援助を行うための金庫が設けられていた。

⑤4 フランス語原文：les prébendes et commendes des chapitres, commende (ドイツ語 Kommende) はカトリック教会の役禄で、役職に就くことなく禄のみ食むもの。

⑤5 高官職先取権 (Indigenatsrecht) は、主要官職に対するもので、下級職は原則として市民に開放されていた。

⑤6 フランス語原文：la vieille solidarité familiale s'y est conservée. ドイツ語訳：die traditionelle Versorgung der Familie hat sich bewahrt.

⑤7 フランス語原文、ドイツ語訳共一七二七年の誤りと思われる(次注⑤8参照)。

⑤8 Lehnpfandgeld. 一七一七年一月五日、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム一世は勅令により、従来戦時に提供されるべき騎士馬一頭につき年額五十ターラー国庫納入と引き換えに、騎士領地を貴族私有地とし、封建貴族の軍役奉仕の廃止を提案した。しかし貴族の封臣としての軍役奉仕は既に有名無実化し、貴族は封土を事実上世襲地として私有化している現状なので、彼らは国王提案の受諾に難色を示した。税額をめぐっても各州間の歩調が整わず、何度か押し問答が続いた末、結局貴族たちは半年後(アルトマルクだけは十一月に)年額四十ターラーとすることで妥協した。

⑤9 Finck von Finckenstein, Karl Wilhelm Reichsgraf von. 一七一四〜一八〇〇。ベルリンの貴族の名門に生まれ、幼時より皇太子の学友として育ち、皇太子がフリードリヒ二世となって後も国王に最も近い相談相手、腹心となり、外交官としてコペンハーゲン、ロンドン、ストックホルムに、また国務大臣としてロシアにも派遣された。作家テイクのペトロンとしても知られる。

⑥0 一七三九年のクアマルクの財務庁の一報告書には、「貴族であろうと市民であろうと、騎士領を所有しているすべての農村在住者は、クライス議会に出席する権利を持つ」と述べられている。また、マルク・ブランデンブルクの地誌の著者 A・F・ビュッシングも、一七七五年「たとえ貴族の邸宅がその付属物とともに市民の手に入ったとしても、それはなお騎士領であり」、その市民はクライス議会への出席および投票権を持つ、と言っている。しかし騎士領

『啓蒙主義の經濟制度』 (二)

の市民への売却が増大すると問題化する。一七六九年にノイマルクのークライスで新しいラントトラートが選出された際、騎士領所有の市民の票の扱いをめぐる論争が生じ、国王と総管理府の間でも意見の食い違いが見られた。結局一七七五年二月十八日の勅令により、今後貴族から土地を購入した市民はクライス議會への出席権を持たないと規定された(阪口氏)。

- ① 一七七〇〜一八四〇。プロイセン王在位一七九七〜一八四〇。フリードリヒ・ヴィルヘルム二世の子。イエーナでナポレオン軍に敗退、ティルズィットの和約で領土の約半分を失った。ウィーン會議以後は自由主義運動を抑圧、ドイツ関税同盟を成立させた。

- ② 「教養ある市民階級全般、それも特に大学教育を受けた市民階級は、文化芸術の多くの分野において自分たちが精神的に眞の指導者であると主張することが出来た。騎士道の時代には騎士が文学の創造者、保護者であるとともにその土地の不可欠の守護者、地方の統治者であり、かつその眞の富である土地の所有者、管理者であった。都市や君侯が次々に彼らからこれらの機能を奪い、結局は土地の所有権に関係する機能だけが残されたのである。」「要するにドイツの貴族の生活は、全体として見れば、一八世紀には文化的にも道徳的にもどん底にあったという結論が避けられない。しかしながらこの様相を余りにも暗く考える必要はないし、また今日の文化現象においては是認しうる面のすべてが市民階級から発したものだ」と性急に推論することは許されない。ドイツ古典主義作家、とりわけゲーテが宮廷に高潔な保護者を見出したばかりか、その人生観において宮廷社会からきわめて深い影響を蒙った事実も消えるものではない。現在の貴族がいかに大きな欠陥を持っていようと、彼ら作家は世襲的特権の上に立つ貴族社会の精髓の中に価値豊かなものを見出したのであり、その結果、彼らはその出発が急進的であったにもかかわらず、ドイツにフランス革命の模倣を望まず、成熟した思想において自らが決定的に保守的であることを示した。」(ブリュフォード)。
- ③ 貴公子は外国の宮廷を巡る大旅行に出掛ける慣わしであった。「一番多い訪問国はオランダ、イギリス、フランス、イ

タリアなどであるが、パリでの長期滞在がこの旅行に欠かせない一つの特色になっていた。……名門の青年の旅行には必ず家庭教師と従僕が同行し、重要人物と目される若い公子は宮廷随員全員を引き連れたい。例えばゴータ公フリードリヒ三世（一六九九年生、治世一七三二〜七二年）は二度の大旅行を行い、十八ヶ月に及ぶ一回目の時には貴族の傳育官一、侍従二、秘書一、宮廷説教師一、侍医一、会計官一、侍童二、従者と従僕各一、料理人一、さらに別の下僕二が同行している。その費用は六千五百ターラーであった。」（ブリュフォード）

- ⑥4 Schliernacher, Friedrich Ernst Daniel. 一七六八〜一八三四。ドイツの哲学者、プロテスタント神学者。ブレスラウの牧師の家に生まれ、ハレ大学で哲学を学ぶ。一八一〇年ベルリン大学設立に関与して教授となり、説教師としての職と両立させた。彼の説く信仰の主観的体験の尊重、個性の完成の重視、汎神論的宇宙観にはロマン主義の影響が強く現れている。東プロイセンで家庭教師を勤めたのは一七九〇〜九三年。

- ⑥5 Dohna. 一二世紀初めにまで遡ることのできる自由騎士の家柄で、皇帝フリードリヒ一世からピルナ（ザクセン）に封ぜられ（一一五六）、一三〜一四世紀にはベーメン、ラウズィッツ、シュレージエン一帯に勢力を広げたが、一四〇二年ヴェッティナー家（後裔はザクセン王）に敗れて衰退、のち復活して一六四八年皇帝フェルディナント三世より方伯の爵位を認められ、有力諸侯との縁組みによって家名を高めた。

青年期にシュライエルマッヒャーやフンボルトの友人であったフリードリヒ・ドーナ伯 (Friedrich Ferdinand Alexander Graf von Dohna-Schlobitten 一七七一〜一八三二) はケーニヒスベルクで生まれ、フランクフルト・アン・デア・オーダーやゲッティンゲンで法律を学んで官僚となり、一八〇一年マリーエンヴェルダールの軍事・御料地財務庁長官となり、一八〇八年シュタイン（前号訳者注④参照）の後継者として内務大臣に推挙された。若い頃結ばれたペルリンのロマン派グループとの絆も切れることなく、一八一〇年ベルリン大学創立に際してもその精神で積極的に支援した。

『啓蒙主義の経済制度』(一)

『啓蒙主義の経済制度』(二)

66) Schon, Heinrich [Theodor von. 一七七三〜一八五六。プロイセンの進歩的官僚。一八四〇〜四二年國務大臣を勤める。シュタイン＝ハルデンベルク改革の協力者としてプロイセンの改革立法に寄与するところが大きかった。F・メーリングもシュエーンを「プロイセンがかつて持った最も自由主義的な政治家」と呼んでいる。

67) Berger, Johann Erich. 一七七一〜一八三三。ドイツの哲学者。デンマークに生まれ、一八一四年キール大学教授(天文学、のち哲学)となった。シェリングやヘーゲルの影響を受けてロマン主義的自然観を説いた。

68) Kant, Immanuel. 一七二四〜一八〇四。ドイツの哲学者。ケーニヒスベルクの馬具商の子として生まれ、ケーニヒスベルクで数学・自然科学・哲学を学び、学位取得後一七五五〜七〇年の間同大学で無給の私講師として教壇に立ち、四十六歳でようやく正教授となってからも、質素で孤高な生活態度を固守した。独自の先験論的哲学を確立し、ドイツ古典哲学の祖として余りにも有名。主著「純粹理性批判」(Kritik der reinen Vernunft)(一七八一)。

69) Kraus, Christian Jacob. 一七五三〜一八〇七。東プロイセンのオステンロッドに生まれ、ケーニヒスベルクとゲッティンゲンに学び、一七八一年からケーニヒスベルク大学で実践哲学及び官房学の教授。アダム・スミスの道徳哲学や経済学に傾倒し、農業の近代化に関しプロイセン当局に政策を進言、世襲隸民制破棄の経済的利点を理論的に根拠づけてシュタイン＝ハルデンベルクの改革にも貢献した。この点については若尾氏の「ドイツ奉公人の社会史」一〇五〜七ページ参照。

70) Fichte, Johann Gottlieb. 一七六二〜一八一四。ドイツの哲学者。オーバーラウズィッツの麻繩職人の子として生まれ、イェーナとライプツィヒ大学で神学を学んだが、カント哲学を知るに及んでカントに私淑する。一七九四年イェーナ大学教授、一八〇五年エルランゲン大学教授を経て一八一〇年ベルリン大学初代総長となる。カント哲学を継承し、自由な自我を非我から独立させ、「絶対我」の原理から哲学の全体系を導き出す「知識学」を確立しようとした。ナポレオン占領下で行った「ドイツ国民に告ぐ」(Reden an die deutsche Nation)(一八〇八)と題する講演はド

イツ民族の白覚の振興に大きな役割を果たした。

- ⑦ フランス語原文には *le Grand examen* とある。プロイセンでは一七五五年から司法官についての任用試験制度が確立され、更に一七七〇年行政官に対しての任用試験制度も確立された。これら試験については本書の第二部第二章に詳しい論述が見られる（成城大学「経済研究」第九十八・九十九合併号 191〜197ページ参照）。

- ⑧ Hardenberg, Karl August Fürst von. 一七五〇〜一八二二。プロイセンの政治家。一八〇四〜〇六年外務大臣、一八一〇年宰相となり、シュタイン（前号訳者注④参照）の後を受けて改革を断行した。一八一九年メッテルニヒらによって斥けられて引退した。

シュタインが着手し、ハルデンベルクが継承したプロイセンの改革は、ナポレオンの制圧下で上から行われたブルジョアの諸改革であったが、プロイセン国家の幾多の病弊を除去しただけでなく、国民の民族的自覚を高め、ナポレオン軍に対する解放戦争に繋がる奮起を呼び起こした。それは農民解放、ユダヤ人解放、営業の自由の制定、財政・税制の改革、奉公人令の改正、その他行政・教育・軍事等諸制度の改善を内容として、反動の強まる一八一五年頃までに精力的に推進され、プロイセン近代化の起点となると同時に、その後のドイツ史に大きな影響を及ぼした。

- ⑨ Marwitz, Friedrich August Ludwig von der. 一七七七〜一八三七。プロイセンの政治家・軍人。ベルリンの貴族の家に生まれる。保守思想の持主で、シュタイン⇨ハルデンベルクの改革に反対し、貴族の優先権を主張した。軍人としてはナポレオン解放戦争で活躍、陸軍大将に昇進した。

- ⑩ Humboldt, Wilhelm Freiherr von (一七六七〜一八三五)とその弟 Alexander (一七六九〜一八五九)。兄ヴィルヘルムは言語学者・外交官。ドイツ人文主義の代表者の一人。フランクフルト・アン・デア・オーダー及びゲッティンゲン大学で法律を学ぶ。プロイセン公使としてローマ、ウィーン、ロンドンに駐在、一八一九年に国務大臣になったがハルデンベルクと対立して辞職した。比較言語学・言語哲学の開拓者の一人。

『啓蒙主義の経済制度』(一)

『啓蒙主義の経済制度』(一)

弟アレクサンダーは自然地理学者。兄と同じ大学に学び、自然科学全般に通じた。一七九二〜九七年鉱山官吏を勤めた後、一七九九〜一八〇四年植物学者ボンブランと中南米に研究旅行、また一八二九年には中央アジア・ウラル・アルタイに研究旅行を行い、多くの著書を刊行した。主著に「コスモス」(Kosmos)五巻(一八四五〜四七)がある。

⑦⑤ Lord Chesterfield, Philip Dormer Stanhope, 4th Earl of. 一六九四〜一七七三。イギリスの政治家、外交官、作家。

ヘーグ駐在大使を二度勤め(一七二八〜三二、一七四四〜四五)、一七四五〜四六年アイルランド総督、一七四七年國務大臣となる。社交術を説いた息子宛の書簡「Letters to his son」(六巻、一七七四〜七七)で有名。

⑦⑥ 「ところで、貴族にとって民衆といっさいの交渉を避けることはもちろん不可能だったが、しかし公の席上では社会的に身分の劣る者たちと一定の距離を保つためにあらゆる努力が重ねられた。劇場での彼らの席は一般観客から離れた正面席かボックス席のいずれかで、彼らのプライヴァシーを守るためにバリで考案されたものである。公開の音楽会においても身分のある人々とその他の者との座席の間には距離が置かれていたし、儀式張った宮廷音楽会では最も高貴な人々は、太陽系からの類推で、その身分に正比例した数の空席によって囲まれていた。村の教会には、もちろん、その土地の貴族専用の席や納骨堂があった。貴族と平民が同じ目的のために集まる会議室や講義室には(ライプツィヒの法科講義室のように)階級毎にそれぞれのベンチが指定されていた。ヴュルテンベルクの「カール学校」(訳者注―文豪フリードリヒ・シラーが一時期学んだ)のように生まれのよい少年とその他の少年がいっしょに教育された少数の学校でさえ、貴族の子弟は区別のために銀の飾緒をつけ、食事は別のテーブル、共同寝室も別室、また河の水浴場は盛り土の土手で区切られていた。社交界には一般市民の入場を許さない彼らだけの会合や舞踏会がある。」(ブリュフォード)

⑦⑦ フリードリヒ・ヴィルヘルム二世のこと。前号訳者注の参照。

⑦⑧ フランス語原文では *le grand Code rural publié en 1794* 及び *ドイツ語訳は das große Agrarrecht von 1794* となる。

ているが、これは一八四九年八月十二日の勅令で、プロイセン全州に対して発布されたいわゆる「農民地没収禁止令」のことを指すと思われる。この勅令は、貴族が恣意的に所有権の薄弱な農民から土地を取り上げ、彼らを追放して直営面積を拡大することを阻止し、農民の土地保有に世襲権を確保することを目的としたもので、農民保護政策の一つと見なされている。ただし、この勅令の成果については各州により異なり、東プロイセンでは実行されず、ブランドンブルク、シュレージエン、ポーンメルンなどでは一般ラント法典に移行される諸法律によって、部分的かつ徐々に農民保護の原則が確保された。

⑦⑨ 以下フランス語では *seigneur*、ドイツ語訳では *Grundherr* が用いられていて、自己経営を営まず、地代取得者として農業経営から遊離している *Grundherr* (荘園領主) と、所領を自己の危険負担において付属農民の強制労働によって経営する *Gutscher* (農場領主) の区別がとられていない。訳文では後者の意味の場合 (特に東部の) 「農場領主」とし、他の場合は単に「領主」とした。

⑧⑩ プロイセン一般ラント法典は一七九四年に施行されている。そして一八〇四年東プロイセンの王領地住民の人格的自由と強制奉仕の廃止をうたった「東プロイセン王領地令」が発布される (若尾氏)。更にまた、一八〇七年十月九日に「土地財産の所有簡易化及び自由使用並びに農村住民の人格関係に関する勅令」(Edikt, den erleichterten Besitz und den freien Gebrauch des Grundeigentums, so wie die persönlichen Verhältnisse der Landbewohner betreffend)、『わゆる「十月勅令」が公布される。これには「一八一〇年の十一月十一日をもって、すべての所領隷民制 (*Gutsuntertänigkeit*) は、全国的に廃止される。一八一〇年の十一月十一日以降、すべてのわが王領地においてそうであるごとく、自由人のみが存在する。しかしその場合、自明なことであるが、土地の所有によって、特別の契約によって、自由人として課せられている諸制限は、引き続き有効である。」とある (藤瀬氏)。

⑧⑪ 一八〇六年十月イエーナとアウエルシュテットの会戦でプロイセン軍はナポレオンが率いるフランス軍に敗退、翌一『啓蒙主義の経済制度』(一)

『啓蒙主義の経済制度』(一)

八〇七年のティルズィット条約によりプロイセンの領土はエルベ以東に限られ、一八一三年から始まるドイツ解放戦争まで国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世はロシア皇帝の援助に頼っていた。

- ⑧ フランス語原文では「sujets」(Eigenbehoerige)。ただしこれ以後の *sujet* は *Labauer* (訳者注⑨参照) や *Bruntneranen* についても用いられていて、訳文では統一の訳語を当てず、場合に応じて「隷役小作農」「永代隷民」などと訳した。

- ⑨ 以下のフランス語原文十四行のドイツ語訳は、複雑な農民階層の呼称のためか、他の箇所 비해逐語訳から遠去かっている。そこで原文に添って訳し、呼称についてのみ該当するドイツ語(訳文でも使用されている)を用いることにした。

- ⑩ このように領主裁判権と領地支配権が同一人に結合されている点に東部特有の「農場領主制度」*Gutsherrschaft* の本質があると言える。

- ⑪ *Einleger*: 臨時雇い農民で、後出のインストロイテ(訳者注⑫参照)よりも農業労働者としての色彩が濃い。人格的には自由であるが、確定的な契約なしに至る所で仕事を求めた(林氏)。従って領主の被保護農とするこの記述には疑問が生じる。

- ⑫ *Schutzuntertanen*。普通「被保護隷民」と訳されている。

- ⑬ フランス語原文: *serfs*。ドイツ語訳では *Leibeigene*。ただしこの訳語には、古代ローマやエジプト、あるいは近代の南北アメリカの植民地における奴隷制を想わせる「農奴」ではなく、「隷農」を当てたい。この「隷農」ですら奴隷身分を想像させるが、そもそも奴隷は物品同様自由に売買され、人格的には法の保護を受けることはできない。しかし「隷農」は、原則的には政府によって保護される法的な人格を持っていた。また彼らは土地に隷属したが、しかし土地所有者の人格に隷属してはいなかった。一般に、農民の人身的隷従の段階的緩和は、この時代にはドイツ西部では既

に始まっていた。ただエルベ河以東においてのみ遅滞、もしくは逆行現象が見られたのである。

88) フランス語原文：propriétaires de leur champ。これはドイツ語の Erbzinsbauer, Erbpächter（永代年貢農）に当たる。土地に対する権利から言えば農民の中で最も有利な立場にあり、土地の保有権を世襲できる。

89) フランス語原文：non propriétaires。これはドイツ語の Labbauer（隸役小作農）に当たる。耕作のために土地を分与されてはいるが、保有権は不確実で、処分権は勿論のこと、世襲権もない。

90) フランス語原文：hobereau。ドイツ語訳では Junker と訳されている。因みに Junker という訳語が用いられているのはこの箇所だけである。

91) Insulte. フランス語各版、ドイツ語訳共に誤って Insulte となっている。契約によって農業労働に従事する雇い農民。自由農の家に間借りし、零細な土地用益を受けて播種を行い、家畜も飼育し、労働日に応じて賃金（現物支給のこともある）を得る。領主は雇う権利はあるが義務はなく、彼らも主人を変えて移動できる。インストロイテの増大は農業労働が封建的な賦役労働から近代的な農業労働者の労働へ移行していくことの現れであると見られる。

92) 1 Morgen は約三十アール。

93) フランス語原文：les sujets etablis。ドイツ語訳では etablirte Erbhunterane(n)。

94) フランス語原文：les sujets (Erbhunterhanen)。

95) 一七四八年の総管理府令の第七条第三項に、従来の不適切な賦役を適切な賦役に改め、その日数を週二〜三日、少なくとも最高四日に制限すべきことが記されている。東プロイセンの王領地では農民の賦役は既にこの範囲内に達していた。東プロイセン及びリタウエンに対しては、既に一七二二年十二月三十日と一七二三年十一月十二日の布告により、王領地農民の賦役は、四月半ばより十月半ばまでは週二日以下、あとの半年は週一日以下と命じられていたのである。しかし貴族領では依然として週五〜六日の賦役が行われていて、大部分の者はこの指令に従わなかった。しか

『啓蒙主義の經濟制度』(二)

し大王の努力により、次第に貴族領の賦役も減少し、一七六四年に行われた調査では、「王領地農民と同一状態におかれた」という報告が見られたという(林氏)。また大王はこれと並行して請負賦役(Planscharwerk)の導入の訓令(一七七三年十一月八日、一七七七年十月二十六日)も出してゐる。

96 フランス語原文: le sujet. ユイッ語訳は der Erbhuntertan.

97 フランス語原文: les assemblées de la noblesse (Stände). ドイッ語訳では単に Stände (等族會議)とされている。等族とは、封建秩序のもとで種々の特権を享受していた諸身分の集合体を言う。等族として総称されるこれら諸身分は、その中で貴族・聖職者・都市(市)民に階層的に分化しながらも、君主に対する関係において一体を成した。等族のこの一体性の法制度的表現が等族會議(Landstände)である。

98 農民の私領地保護に熱心であったフリードリヒ大王は、その晩年に、農場領主と農民間の複雑な権利と義務を個々の場合について文書に記載して確定することにより、實質的に農民の土地保有権を強化し、不定量賦役を定量化しようと試みた。一七八四年九月十一日に総管理府に宛てた命令は、『行ふべき諸給付(Pastationen)についての農場領主と隸民との間の頻々たる苦情と不平とを、よりよく防止し、また匡正するために』土地台帳を作成することを命じ、この土地台帳には、『隸民も領主も、その土地台帳から、隸民は如何なる給付をする義務があり、領主は何を要求する権利があるかということを知ることが出来、そしてその故に将来は隸民も領主も相互に係争や訴訟を起こさずに済むようにすべてのことがはっきりと明確に記載され確定される』べきことが定められている。この命令に基づいて各地方に土地台帳作成の委員会が設けられ、その実現が努力されたが、大した成果は得られなかった(北条氏)。

99 Hoym, Karl George Heinrich von. 一七三九〜一八〇七。プロイセンの政治家。ボンメルンの農場領主の家に生まれ、幼くして孤児となり、フランクフルト・アン・デア・オーダーで法律を学び、将校として短期間軍務に服したのち官吏となる。フリードリヒ二世に重用され、一七六七年ブレスラウの軍事・御料地財務長官、一七六八年王領地地代査

定委員、一七六九年クレージュ財務庁長官、一七七〇年シュレージエンの総督などを歴任、国民の幸福を念頭に農民の解放をはじめ内政諸問題に意欲的に取り組んだ。

⑩ 訳者注⑩参照。

⑪ 教会に対し収穫物、家畜の増殖分、営業収益などの十分の一を納付する宗教的義務。元はユダヤの制度であったのが、キリスト教会に導入され、九世紀頃からドイツ、フランスをはじめヨーロッパ全土に広がった。政教分離政策の進展に伴い、一九世紀には殆ど廃止された。

⑫ プロイセンの軍隊と農村の関係は、その独自のカントン制度によって特徴づけられる。この制度は軍隊の増強に必要な新兵の確保のため、一七三三年に法制化されたもので、以下の制度を柱とする。(一) 全国を徴兵区(Kanton)に分け、連隊は自らに割り当てられた区内から兵士を補充する徴兵区制度。(二) 兵士は二年間軍事訓練を受け、その後は一年の内三ヵ月(後には二ヵ月)間訓練を受けるだけで残りの期間は帰農する休暇制度。(三) 未成年者を連隊名簿に登録して予備軍とし、欠員が生じたらその中から成年者を補充する登録制度。なお通常一連隊は十中隊編成、一中隊は兵士百四十名、将校四名、下士官十一名によって構成される(阪口氏)。

⑬ フリードリヒ大王が一七五五年七月二十四日付でポツダムからEratsministerである von Massow に宛てた閣令の中で「その領主が農民地を、彼がその土地に課せられている租税を引き受けてにもせよ、領主直営地経営に合併することを許可するなどということは、たとえ彼がその農民地に一または二乃至三名の小屋住みを定着せしめんとしている場合——こんな場合は全くないに違いないが——にも、決して私の意図しないところである——」と記している(北条氏)ことを指していると思われる。

⑭ 訳者⑮参照。

⑮ Beyme, Karl Friedrich von. 一七六五—一八三八。プロイセンの政治家。ケーニヒスベルクの外科医の息子に生まれ、

『啓蒙主義の経済制度』(一)

『啓蒙主義の経済制度』(二)

ハレで法律を学ぶ。ベルリンの上級地方裁判所で頭角を現し、一般ラント法典の準備委員としてフリードリヒ・ヴィルヘルム三世の知遇を得、一七九八年枢密内閣顧問官となり、王領地農民の解放に尽力した。司法大臣、ボンメルン文民総督など要職に就き、ハルデンベルクの改革でも法の改正に貢献した。

- ⑩ 一八世紀までドイツの農業は伝来の「三圃式農法 (Dreifelderwirtschaft)」が固守されていた。即ち、夏蒔き穀物(大麦、燕麦)、冬蒔き穀物(小麦、ライ麦)、それに休耕地が規則的に連続して交代する開放耕地制である。この結果、利用されなのままの広い休耕地——土地の休養のために必要と考えられていた——が存在する一方で、放りっぱなしの牧草地は家畜に十分な飼料を供給することが出来ないでいた。オランダでは一六世紀に既に休耕地における飼料作物の播種が試みられ、オランダに学んだイギリスは、穀物と飼料作物の交互栽培に基づく合理的な農耕方式を研究した。フリードリヒ大王もオランダやイギリスの新しい農耕方式の採り入れに努めたが、プロイセンで三圃式農法から「多圃式農法 (Mehrfelderwirtschaft)」及び「改良穀草式農法 (Koppalwirtschaft)」への移行が達成され、それが収穫能力の増大に直結するのを見るのは、一九世紀に入るのを待たねばならなかった。

- ⑪ Thaer, Albrecht Daniel: 一七五二—一八二八。ドイツの医者、農学者。ありのままの自然と自然法則の認識欲に駆られて園芸と農学の道に志す。一七八〇年ツェレの王立農業組合に入り、経験のみに基づく在来農法を科学的に高め、自然法則の知識を使って荒地を美田に変えようと試みた。イギリス式農耕方式に学び、三圃農耕に代わる輪作農耕を採り入れた。一八〇四年かつての学友ハルデンベルクに招聘されて閣僚に入り、初の農業専門学校を創立、また新設のベルリン大学の教授となって官房学を講義した。主著に「イギリス農業経済学序説」(Einleitung zur Kenntnis der englischen Landwirtschaft) (三巻 一七九四—一八〇四) がある。

- ⑫ ジャガイモは南米アンデス高地の原産。ヨーロッパへはスペイン(一五六五年)、アイルランド(一五八六年)を経て伝わった。プロイセンではフリードリヒ大王の奨励により、凶作による食糧危機を経た一七七〇年代に至ってようやく

くジャガイモが農業経営の一環として栽培されるようになった。しかし当時はまだ一般にジャガイモを食べると瘰癧や佝僂病、肺病、痛風その他ありとあらゆる疾患が起ると信じられていた。こうした農民の根強い偏見を克服するために、例えばテアは、ジャガイモの多食は大人にも子供にも不都合な結果を引き起こさない、逆にそれは他のどんな食べ物より興奮、膨満、不機嫌を催させることが少ない、と医師としての経験から証明することに努めねばならなかった(ブリュフォード)。ある人は、アメリカがその貨幣(金銀)と病氣(梅毒)によって、また最近ではおそらく自由の原則によってヨーロッパ中に広めたいっさいの害毒は、ジャガイモというアメリカの贈物によって十分に償われるであろう、と言った。これに対して他の者は、アメリカ発見に起因する諸悪の中にこの作物も数え上げられる。……要するにいっさいの病氣は、ジャガイモを頻繁に食べることから起る、と言った(J・クローリッシュル)。

フリードリヒ・ヴィルヘルム三世は一七九九年甜菜の栽培をプロイセン全土に命令した。

⑩ Achard, Franz Carl. 一七五三〜一八二二。プロイセンの農学者。ユグノー派の牧師の息子としてベルリンに生まれ、大学で物理・化学を学び、煙草栽培の改良の功績によってフリードリヒ大王から終身年金を得た。一七八二年ベルリン科学アカデミーの物理部門の部長となり、実験物理学及び電気工学の分野で業績を挙げたが、それと並行して甜菜の栽培と普及にも大きな貢献を果たした。一八〇一年彼はドイツ初の甜菜糖工場を建設、また彼の発案による精糖法によって安い砂糖が普及し、イギリスの甜菜は大陸から(ナポレオンの大陸封鎖令——訳者注⑬参照——の影響もあって)排除された。

⑪ Klaproth, Martin Heinrich. 一七四八〜一八一七。ドイツの化学者。薬剤師の出身でベルリン大学教授。当時の分析化学の権威者で、特に鉱物分析の分野で有名、新元素の発見(Zirkonium 一七八九年、Titan 一七九五年、Chrom 一七九七年)の功績がある。

⑫ ヨーロッパの砂糖は、アメリカからの蔗糖の輸入に頼っていたのである。アメリカのさとうきび畑では黒人奴隷が働

『啓蒙主義の経済制度』(一)

『啓蒙主義の経済制度』(二)

いていた。なお、アメリカで実際に奴隷制が廃止されたのは南北戦争の終了後一八六五年のことである。

⑩ 一八〇三年のトラファルガーの海戦で敗れたナポレオンは、イギリスの経済力を弱めて自己の覇権を認めさせるために、一八〇六年十一月二十一日フランスの影響下に置かれたヨーロッパ大陸をイギリスに対し経済封鎖する措置に出た。イギリスはこれに対抗して、制海権をバックに中立国の船舶のフランス寄港を禁止した。このため競争相手のイギリスが排除されて有利となった産業も生じた反面、穀物の輸出は打撃を蒙り、農作物の販路が狭くなって農業危機が訪れた。ロシアは封鎖令を拒否し、一八一二年ナポレオンの遠征を招いたが、一八一三年解放戦争によるナポレオンの敗退と同時に封鎖令も崩壊した。

⑪ 一四世紀から一八世紀にかけてのイギリスでは農場領主は、耕種に比べはるかに少ない労働力で済む放牧地の経営を目的として、一定の土地を囲い込んで、共同利用地や混在耕地制から切り離すことを覚えた。この“inclosure”(総劃、囲い込み)は領主と農民との間に種々問題の種を蒔いた。

〔訳者注に用いた主要参考文献〕

前号に掲げたものに以下の文献を付け加えておく。

久保清治 「プロイセンのラントシャフト」——文献解題を中心に—— 社会経済史学三九―一、一九七三年。

藤瀬浩司 近代ドイツ農業の形成 御茶の水書房 1967.

北条 功 いわゆるプロシア絶対王制の「農民保護」 史学雑誌六三の八 一九五四年。

西井克己譯 マイヤー獨逸近世経済史 創元社 昭和十八年。

柳川平太郎 プロイセンにおけるラントシャフト信用制度の成立とその経済史的意義 土地制度史学一九―四、一九七七年。

若尾祐司 ドイツ奉公人の社会史 ミネルヴァ書房 1986.

〔付記〕 本翻訳は平成五年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。

『啓蒙主義の経済制度』(二)